

草津温泉スキー場 利用約款

(目的)

第1条

当約款は、株式会社草津観光公社（以下、「当社」という）が管理する草津温泉スキー場（以下、「当スキー場」という）管理区域内におけるスキー場利用者の安全確保とスキー場施設の維持向上を目的としています。当約款に定めのない事項および当スキー場管理区域外での事象については、関係法令の定めに基づく他、関係法令に定めがない事項については全国スキー場安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準 2013年10月改定版」、または社会通念上の判断に準じます。

(告知)

第2条

当スキー場では、利用者の安全を守るために最善の努力をしておりますが、次のような特有の危険がある事を理解し、この危険を自分の注意により避けるようにしてください。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候に伴う危険、ホワイトアウト（天候の具合で雪面の工程や凹凸が分かりにくい状況）を含む
- ② 崖・急斜面・溝・沢など自然の地形に伴う危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険（ツリーウェル（樹木の傍らに空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面）なども含む）
- ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マット・ガードレール・ガードロープ・反射ジェネレータなどの人工の工作物との衝突による危険
- ⑥ 雪上車両との衝突の危険
- ⑦ キッズパークの利用に伴う他の利用者の行動に由来する危険
- ⑧ スキーヤー、スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険
- ⑨ 自己転倒による危険
- ⑩ 他のスキーヤー、スノーボーダーとの衝突による危険
- ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
- ⑬ その他、これらに類する危険

2 当スキー場のマット・ネット等は危険箇所の存在を示す物であり、衝突の際の安全を保障するものではありません。

3 当スキー場では、この告知および第3条、第4条で定める禁止事項やスキー場の行動規則の無視・軽視による事故には、当社に過失責任がある場合を除き、責任を負いません。

4 第3条、第4条に従っていただけない方は、当スキー場の利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でもリフト券の返却、退場をしていただく場合があります。なお、この場合リフト料金等の返金はいたしません。

5 管理区域外、立入禁止区域を示す表示は最小限の規則やその他の表示のみとなっていますので、ゲレンデマップ等をよくご確認ください。

(禁止事項)

第3条

当スキー場利用に関して次の事を禁止いたします。

- ① 閉鎖されたコースや立入禁止区域へ進入すること
- ② 雪上車両などに接近すること
- ③ ロープ・ネット・掲示物・標識など設置物を故意に傷つけたり破損させること
- ④ リフト等索道の運行を故意または重過失により妨げること
- ⑤ ゴミ・煙草の吸殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
- ⑥ ロープなどで仕切られた必要な範囲を超えて、滑走具を装着せずにコースの中を歩くこと
- ⑦ 犬などの動物を当スキー場内に放つこと
- ⑧ 営業行為を行うこと
- ⑨ コース内等へ勝手にアイテムや遊具などを設置すること及びジャンプ台を作成すること
- ⑩ ドローンを飛行させること
- ⑪ 野営（テント設置等）をすること
- ⑫ カセットコンロなどの火器を使用することや、焚火などの火を利用した行為をすること
- ⑬ 他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと
- ⑭ その他、法令等で禁止されていること

（行動規則）

第4条

当スキー場では、次の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- ① 他人を傷つけたり、他人の安全を脅かしてはならない。
- ② 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- ③ 自らの前方にいる人の滑走を妨害してはならない。
- ④ 他の人を追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- ⑤ 滑りだすとき、合流するとき、斜面を横切るときは、周囲をよく見て安全を確かめなければならない。
- ⑥ コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- ⑦ 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- ⑧ 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキー場パトロール、スキー場係員の指示に従わなければならない。
- ⑨ 事故に遭遇したときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず氏名、住所および電話番号を明らかにしなければならない。この場合、当社は、当該氏名等の情報を当該事故に対する対応に必要な限度で、自ら利用し、または関係する官公署、医療機関等に提供する。
- ⑩ 当スキー場では、当社の許可した雪上滑走用具以外は使用することはできない。

（利用者の責任）

第5条

当社は、当社が過失責任を負う場合を除き、当スキー場における行動規則、注意、禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いません。また、これらの違反行為により当社に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償及び発生した費用を請求させていただきます。

- 2 本約款等に違反し、当スキー場管理区域の外に出たスキー場利用者またはその知人等から当社に遭難救助の要請があったときは、当社単独または関係官公庁等と協力して救助活動を行います。救助活動終了

後、捜索、救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキー場利用者に請求させていただきます。

3 当社は、当スキー場内ならびに駐車場における盗難等に対して、当社が過失責任を負う場合を除き、責任を負いません。

4 索道施設については、当社が定める「索道事業運送約款」に従ってご利用ください。

(不可抗力等)

第6条

天災その他の不可抗力に基づく事由による場合、ならびにスキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場およびリフトの一部または全部の営業を休止することがあります。

(その他)

第7条

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員ならびに反社会团体および反社会团体員等（暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員）は利用できません。

(利用約款の変更)

第8条

当社は以下の場合、裁量により利用約款を変更することができます。

- ① 利用約款の変更が、スキー場利用者の一般の利益に適合するとき。
- ② 利用約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ③ 当社は前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の前までに、利用約款を変更する旨および変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト掲示し通知します。
- ④ 変更後の利用約款の効力発生日以降にスキー場利用者が当施設を利用したときは、利用約款に変更に同意したものとみなします。

(附則) 制定・施行 2021年11月13日